

市報第6号

横浜市国民健康保険条例の一部改正についての専決処分
報告

横浜市国民健康保険条例の一部改正については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、平成22年5月19日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成22年6月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する

。

平成22年5月19日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第21号

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第72条の5」を「第72条の4」に改める。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

付則第9項中「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度から平成25年度までの各年度」に改める。

付則第15項中「附則第7条第3項」を「附則第10条第3項」に改

める。

付則第16項（見出しを含む。）中「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度から平成24年度までの各年度」に改める。

付則第36項中「付則第20項」を「付則第21項」に、「付則第30項」を「付則第31項」に、「付則第21項」を「付則第22項」に、「付則第31項」を「付則第32項」に改め、同項を付則第37項とする。

付則第35項を付則第36項とする。

付則第34項中「付則第34項」を「付則第35項」に改め、同項を付則第35項とする。

付則第33項中「付則第29項」を「付則第30項」に改め、同項を付則第34項とする。

付則第32項中「付則第28項」を「付則第29項」に、「付則第34項」を「付則第35項」に改め、同項を付則第33項とする。

付則第31項中「付則第29項」を「付則第30項」に、「付則第34項」を「付則第35項」に改め、同項を付則第32項とする。

付則第30項中「付則第28項」を「付則第29項」に、「付則第34項」を「付則第35項」に、「付則第30項」を「付則第31項」に、「付則第31項」を「付則第32項」に改め、同項を付則第31項とする。

付則第29項を付則第30項とする。

付則第28項中「付則第28項」を「付則第29項」に、「付則第29項」を「付則第30項」に改め、同項を付則第29項とする。

付則第27項（見出しを含む。）中「平成25年度及び」を削り、同項を付則第28項とする。

付則第26項の見出し中「平成22年度から平成24年度までの各年度」を「平成25年度」に改め、同項中「平成22年度から平成24年度ま

での各年度」を「平成25年度」に改め、「及び高齢者医療確保法附則第7条第1項の病床転換支援金」を削り、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法附則第7条第1項の規定による病床転換支援金等の」を「相当する額」とあるのは「相当する額及び法附則第24条第1項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額のうち高齢者医療確保法第118条第1項の規定による後期高齢者支援金等の納付に要する費用に係るものの総額」に改め、同項を付則第27項とする。

付則第25項（見出しを含む。）中「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度から平成24年度までの各年度」に改め、同項を付則第26項とする。

付則第24項中「付則第24項」を「付則第25項」に改め、同項を付則第25項とする。

付則第23項中「付則第19項」を「付則第20項」に改め、同項を付則第24項とする。

付則第22項中「付則第18項」を「付則第19項」に、「付則第24項」を「付則第25項」に改め、同項を付則第23項とする。

付則第21項中「付則第19項」を「付則第20項」に、「付則第24項」を「付則第25項」に改め、同項を付則第22項とする。

付則第20項中「付則第18項」を「付則第19項」に、「付則第24項」を「付則第25項」に、「付則第20項」を「付則第21項」に、「付則第21項」を「付則第22項」に改め、同項を付則第21項とする。

付則第19項を付則第20項とする。

付則第18項中「付則第18項」を「付則第19項」に、「付則第19項

」を「付則第20項」に改め、同項を付則第19項とする。

付則第17項の見出し中「平成22年度から平成26年度までの各年度」を「平成26年度」に改め、同項中「平成22年度から平成26年度までの各年度」を「平成26年度」に、「付則第17項」を「付則第18項」に改め、同項を付則第18項とし、同項の前に次の1項を加える。

(平成25年度における基礎賦課総額の特例)

17 平成25年度における第13条の規定の適用については、同条中「基礎賦課額()とあるのは「一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額()と、同条第1号中「療養の給付に要する」とあるのは「一般被保険者に係る療養の給付に要する」と、「見込額を控除した額」とあるのは「見込額を控除した額から法附則第24条第1項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額(高齢者医療確保法第118条第1項の規定による後期高齢者支援金等及び介護納付金(法第69条に規定する介護納付金をいう。以下同じ。))の納付に要する費用に係るものを除く。)及び法附則第26条第1項の規定による交付金に相当する額の総額の見込額を控除した額に同項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額の総額の見込額を加えた額」と、同条第2号中「における」とあるのは「における高齢者医療確保法第36条第1項の前期高齢者納付金の額に法附則第7条第1項第2号に規定する退職被保険者等所属割合

を乗じて得た額の見込額を控除した」と、同条第3号中「前2号」とあるのは「付則第17項の規定により読み替えられた前2号」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

横浜市国民健康保険条例の一部改正要綱

国民健康保険法の一部改正に伴い、横浜市国民健康保険条例の一部を改正したが、その改正点は、次のとおりである。

- 1 市内に住所を有するに至り被保険者資格を取得した者から被保険者証の交付の請求があった場合における当該交付までの期間を定める規定を削除したこと（第23条）。
- 2 所得の少ない者の数に応じて国等が市町村を財政的に支援するための制度及び高額な医療に係る国民健康保険団体連合会の交付金事業が平成25年度まで継続することとされたことに伴い、関係規定を整備したこと（付則第9項、付則第16項から第18項まで、付則第26項から第28項まで）。
- 3 その他関係規定を整備したこと（第12条第1項、付則第15項、付則第19項から第25項まで、付則第29項から第37項まで）。

横浜市国民健康保険条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}$ ）

（保健事業）

第12条 本市は、特定健康診査等（法 $\frac{\text{第72条の4}}{\text{第72条の5}}$ に規定する特定健康診査等をいう。以下同じ。）を行うほか、これらの事業以外の事業であって、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のために、必要な事業を行う。

（第2項省略）

（被保険者証の交付に関する特例）

第23条 ~~削除~~
市内に住所を有するに至ったことにより、被保険者の資格

を取得した者について、被保険者証の交付の求めがあった場合に
 においては、その求めがあった日から起算して、3箇月を経過する
 までの間において、当該被保険者証を交付するものとする。

付 則

(第 1 項 から 第 8 項 まで 省略)

(介 護 納 付 金 賦 課 総 額 の 特 例)

- 9 平成 22 年度 から 平成 25 年度 までの 各 年度 における第 16 条の 7 の
平成 20 年度 及び 平成 21 年度
 規定の適用については、同条中「相当する額」とあるのは、「相
 当する額及び法附則第 24 条第 1 項の規定による所得の少ない者の
 数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算
 定した額のうち介護納付金の納付に要する費用に係るものの総額
 」とする。

(第 10 項 から 第 14 項 まで 省略)

(協 議 会 の 委 員 の 定 数 の 経 過 措 置)

- 15 第 2 条の規定にかかわらず、平成 26 年度までの間においては、
 協議会の委員の定数は、同条各号に定めるもののほか、法 附則第
10 条第 3 項
7 条第 3 項
 に規定する被用者保険等保険者を代表する委員にあっ
 ては、2 人とする。

(平成 22 年度 から 平成 24 年度 までの 各 年度 における基礎賦課総額
平成 20 年度 及び 平成 21 年度
 の特例)

- 16 平成 22 年度 から 平成 24 年度 までの 各 年度 における第 13 条の規定
平成 20 年度 及び 平成 21 年度
 の適用については、同条中「基礎賦課額 (」とあるのは「一般被
 保険者 (法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等 (以下「
 退職被保険者等」という。) 以外の被保険者をいう。以下同じ。
) に係る基礎賦課額 (」と、同条第 1 号中「療養の給付に要する

」とあるのは「一般被保険者に係る療養の給付に要する」と、「見込額を控除した額」とあるのは「見込額を控除した額から法附則第24条第1項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額（高齢者医療確保法第118条第1項の規定による後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法附則第7条第1項の規定による病床転換支援金等並びに介護納付金（法第69条に規定する介護納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用に係るものを除く。）及び法附則第26条第1項の規定による交付金に相当する額の総額の見込額を控除した額に同項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額の総額の見込額を加えた額」と、同条第2号中「における」とあるのは「における高齢者医療確保法第36条第1項の前期高齢者納付金の額に法附則第7条第1項第2号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額の見込額を控除した」と、同条第3号中「前2号」とあるのは「付則第16項の規定により読み替えられた前2号」とする。

（平成25年度における基礎賦課総額の特例）

- 17 平成25年度における第13条の規定の適用については、同条中「基礎賦課額（）」とあるのは「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（）」と、同条第1号中「療養の給付に要する」とあるのは「一般被保険者に係る療養の給付に要する」と、「見込額を控除した額」とある

のは「見込額を控除した額から法附則第24条第1項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額（高齢者医療確保法第118条第1項の規定による後期高齢者支援金等及び介護納付金（法第69条に規定する介護納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用に係るものを除く。）及び法附則第26条第1項の規定による交付金に相当する額の総額の見込額を控除した額に同項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額の総額の見込額を加えた額」と、同条第2号中「における」とあるのは「における高齢者医療確保法第36条第1項の前期高齢者納付金の額に法附則第7条第1項第2号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額の見込額を控除した」と、同条第3号中「前2号」とあるのは「付則第17項の規定により読み替えられた前2号」とする。

（平成26年度
平成22年度から平成26年度までの各年度
における基礎賦課総額
の特例）

18 平成26年度
17 平成22年度から平成26年度までの各年度
における第13条の規定
の適用については、同条中「基礎賦課額（）」とあるのは「一般被
保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「
退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。
）に係る基礎賦課額（）」と、同条第1号中「療養の給付に要する
」とあるのは「一般被保険者に係る療養の給付に要する」と、同
条第2号中「における」とあるのは「における高齢者医療確保法

第36条第1項の前期高齢者納付金の額に法附則第7条第1項第2号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額の見込額を控除した」と、同条第3号中「前2号」とあるのは「付則第18項
付則第17項の規定により読み替えられた前2号」とする。

(平成20年度から平成26年度までの各年度における基礎賦課額の特例)

19
18 平成20年度から平成26年度までの各年度における第14条の規定の適用については、同条第1項中「基礎賦課額」とあるのは「一般被保険者に係る基礎賦課額」と、「被保険者に」とあるのは「一般被保険者に」と、同条第2項中「前項」及び「同項」とあるのは「付則第19項
付則第18項の規定により読み替えられた前項又は付則第20項
付則第19項」と、「基礎賦課額」とあるのは「基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一世帯に属する場合には、付則第19項
付則第18項の規定により読み替えられた前項の基礎賦課額と付則第20項
付則第19項の基礎賦課額との合算額とする。付則第19項
付則第18項の規定により読み替えられた次項において同じ。)」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「付則第19項
付則第18項の規定により読み替えられた第1項又は付則第20項
付則第19項」とする。

20
19 (本文省略)

(平成20年度から平成26年度までの各年度における基礎賦課額に係る所得割額の算定の特例)

21
20 平成20年度から平成26年度までの各年度における第15条の規定の適用については、同条第1項中「前条第1項」とあるのは「付則第19項
付則第18項の規定により読み替えられた前条第1項」と、「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、「第16条第1項第1号」と

あるのは「付則第25項
付則第24項の規定により読み替えられた第16条第1項第1号」と、同条第2項中「前項」とあるのは「付則第21項
付則第20項の規定により読み替えられた前項又は付則第22項
付則第21項」と、「被保険者」とあるのは「一般被保険者又は退職被保険者等」とする。

22
21 平成20年度から平成26年度までの各年度における付則第20項
付則第19項の所得割額は、退職被保険者等が当該年度分として納付した、又は納付すべき市民税額に、付則第25項
付則第24項の規定により読み替えられた第16条第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(平成20年度から平成26年度までの各年度における基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の特例)

23
22 平成20年度から平成26年度までの各年度における第15条の2の規定の適用については、同条中「第14条第1項」とあるのは「付
則第19項
則第18項の規定により読み替えられた第14条第1項」と、「次条第1項第2号」とあるのは「付則第25項
付則第24項の規定により読み替えられた次条第1項第2号」と、「被保険者の」とあるのは「一般被保険者の」とする。

24
23 平成20年度から平成26年度までの各年度における付則第20項
付則第19項の被保険者均等割額は、次項の規定により読み替えられた第16条第1項第2号に規定する被保険者均等割の保険料率に、同一世帯に属する退職被保険者等の数を乗じて算定する。

(平成20年度から平成26年度までの各年度における基礎賦課額の保険料率の特例)

25
24 平成20年度から平成26年度までの各年度における第16条の規定の適用については、同条第1項第1号中「保険料」とあるのは「

一般被保険者に係る保険料」と、「第29条の7第2項第6号ただし書」とあるのは「附則第4条第1項の規定により読み替えられた同令第29条の7第2項第6号ただし書」と、同項第2号中「保険料」とあるのは「一般被保険者に係る保険料」と、「被保険者の」とあるのは「一般被保険者の」と、同条第2項中「前項」とあるのは「付則第25項の規定により読み替えられた前項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「付則第25項の規定により読み替えられた第1項」とする。

(平成22年度から平成24年度までの各年度における後期高齢者支援金等賦課総額の特例)

平成22年度から平成24年度までの各年度における第16条の2の規定の適用については、同条中「後期高齢者支援金等賦課額（とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（と、「における」とあるのは「における高齢者医療確保法第118条第1項の後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法附則第7条第1項の病床転換支援金の額に法附則第7条第1項第2号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額の見込額を控除した」と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法附則第7条第1項の規定による病床転換支援金等の」と、「相当する額」とあるのは「相当する額並びに法附則第24条第1項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額のうち高齢者医療確保法第118条第1項の規定による後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法附則第7条第1項の規定による病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものの総額」とする。

(平成25年度
平成22年度から平成24年度までの各年度における後期高齢者支援金等賦課総額の特例)

平成25年度
平成22年度から平成24年度までの各年度における第16条の2の規定の適用については、同条中「後期高齢者支援金等賦課額(」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(」と、「における」とあるのは「における高齢者医療確保法第118条第1項の後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法附則第7条第1項の病床転換支援金の額に法附則第7条第1項第2号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額の見込額を控除した」と、「相当する額」とあるのは「相当する額及び法附則第24条第1項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政及び高齢者医療確保法附則第7条第1項の規定による病床転換支援金の状況その他の事情を勘案して算定した額のうち高齢者医療確保法第118条第1項の規定による後期高齢者支援金等の納付に要する費用に係るものの総額」とする。

(平成25年度及び平成26年度における後期高齢者支援金等賦課総額の特例)

平成25年度及び平成26年度における第16条の2の規定の適用については、同条中「後期高齢者支援金等賦課額(」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(」と、「における」とあるのは「における高齢者医療確保法第118条第1項の後期高齢者支援金の額に法附則第7条第1項第2号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額の見込額を控除した」とする。

(平成20年度から平成26年度までの各年度における後期高齢者支援金等賦課額の特例)

29
28 平成20年度から平成26年度までの各年度における第16条の3の規定の適用については、同条第1項中「後期高齢者支援金等賦課額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額」と、「被保険者に」とあるのは「一般被保険者に」と、同条第2項中「前項」及び「同項」とあるのは「付則第29項
付則第28項の規定により読み替えられた前項又は付則第30項
付則第29項」と、「後期高齢者支援金等賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一世帯に属する場合には、付則第29項
付則第28項の規定により読み替えられた前項の後期高齢者支援金等賦課額と付則第30項
付則第29項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額とする。付則第29項
付則第28項の規定により読み替えられた次項において同じ。）」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「付則第29項
付則第28項の規定により読み替えられた第1項又は付則第30項
付則第29項」とする。

30
29 （本文省略）

（平成20年度から平成26年度までの各年度における後期高齢者支援金等賦課額に係る所得割額の算定の特例）

31
30 平成20年度から平成26年度までの各年度における第16条の4の規定の適用については、同条第1項中「前条第1項」とあるのは「付則第29項
付則第28項の規定により読み替えられた前条第1項」と、「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、「第16条の6第1項第1号」とあるのは「付則第35項
付則第34項の規定により読み替えられた第16条の6第1項第1号」と、同条第2項中「前項」とあるのは「付則第31項
付則第30項の規定により読み替えられた前項又は付則第32項
付則第31項」と、「被保険者」とあるのは「一般被保険者又は退職被保険者等」と、「同項」とあるのは「付則第31項
付則第30項の規定により読み替えられた

前項又は付則第32項、付則第31項とする。

32
31 平成20年度から平成26年度までの各年度における付則第30項、付則第29項の所得割額は、退職被保険者等が当該年度分として納付した、又は納付すべき市民税額に、付則第35項、付則第34項の規定により読み替えられた第16条の6第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(平成20年度から平成26年度までの各年度における後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額の算定の特例)

33
32 平成20年度から平成26年度までの各年度における第16条の5の規定の適用については、同条中「第16条の3第1項」とあるのは「付則第29項、付則第28項の規定により読み替えられた第16条の3第1項」と、「次条第1項第2号」とあるのは「付則第35項、付則第34項の規定により読み替えられた次条第1項第2号」と、「被保険者の」とあるのは「一般被保険者の」とする。

34
33 平成20年度から平成26年度までの各年度における付則第30項、付則第29項の被保険者均等割額は、次項の規定により読み替えられた第16条の6第1項第2号に規定する被保険者均等割の保険料率に、同一世帯に属する退職被保険者等の数を乗じて算定する。

(平成20年度から平成26年度までの各年度における後期高齢者支援金等賦課額の保険料率の特例)

35
34 平成20年度から平成26年度までの各年度における第16条の6の規定の適用については、同条第1項第1号中「後期高齢者支援金等賦課総額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額」と、「後期高齢者支援金等賦課額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額」と、「第29条の7

第3項第5号ただし書」とあるのは「附則第4条第1項の規定により読み替えられた同令第29条の7第3項第5号ただし書」と、同項第2号中「後期高齢者支援金等賦課総額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額」と、「被保険者の」とあるのは「一般被保険者の」と、同条第2項中「前項」とあるのは「付則第35項
付則第34項の規定により読み替えられた前項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「付則第35項
付則第34項の規定により読み替えられた第1項」とする。

(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)

36
35 (本文省略)

(平成22年度以後の各年度における特例対象被保険者等に係る基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額に係る所得割額の算定の特例)

37
36 平成22年度以後の各年度における当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等である場合における付則第21項
付則第20項の規定により読み替えて適用される第15条、付則第31項
付則第30項の規定により読み替えて適用される第16条の4、付則第22項
付則第21項及び付則第32項
付則第31項の規定の適用については、付則第21項
付則第20項の規定により読み替えて適用される第15条第1項中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」(特例対象被保険者等の市民税の課税標準である総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額として計算した場合における市民税の額に相当する額。付則第31項
付則第30項の規定により読み替えて適用される第16

条の4第1項、付則第22項及び付則第32項
付則第21項及び付則第31項において同じ。)と
、付則第21項
付則第20項の規定により読み替えて適用される第15条第2項中
「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」(特例対象被保険者
等の市町村民税又は特別区民税の課税標準である総所得金額に所
得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合にお
いては、当該給与所得を同条第2項の規定によって計算した金額
の100分の30に相当する金額として計算した場合における市町村
民税又は特別区民税の額に相当する額。付則第31項
付則第30項の規定により
読み替えて適用される第16条の4第2項において同じ。))とす
る。

地方自治法(抜粋)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条た
だし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通
地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊
急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかで
あると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しな
いときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を
処分することができる。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は
、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなけれ
ばならない。